

（補助制動灯）

第三十九条の二 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）の後面には、補助制動灯を備えなければならない。

一 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの

二 貨物の運送の用に供する自動車（バン型の自動車に限る。）であつて車両総重量が三・五トン以下のもの

2 補助制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

4 補助制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあつては、その間、当該補助制動灯については第二項及び第三項の基準は適用しない。

（補助制動灯）

- 第57条** 補助制動灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第39条の2第2項の告示で定める基準は、別添71「補助制動灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては別添71「補助制動灯の技術基準」4.1の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該補助制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の80%値までとし、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値までとする。」と読み替え、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあつては別添71「補助制動灯の技術基準」の2.7.、2.8.、3.3.、3.4.、5.1.1.括弧書、5.2.及び別紙2の1.2.1.後段の規定は適用しないものとし、この場合において、2.2の規定中「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.7.3の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあつてはIEC規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあつてはJIS規格C7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、IEC規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類を受金形状データシートを適用する。」と、5.1.1.及び別紙2の2.2の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 2 補助制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第5改訂版5.及び6.（6.19.を除く。）の技術的な要件に定める基準とする。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2011.10.28】〈第一節〉第57条（補助制動灯）

（補助制動灯）

第135条 補助制動灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第39条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、補助制動灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 補助制動灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
 - 二 補助制動灯は、前号に規定するほか、前条第1項第3号及び第4号の基準に準じたものであること。この場合において、同項第4号の基準中「上方15°の平面及び下方15°の平面」とあるのは「上方10°の平面及び下方5°の平面」と、「45°の平面」とあるのは「10°の平面」とする。
 - 三 補助制動灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 次に掲げる補助制動灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助制動灯
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた補助制動灯又はこれに準ずる性能を有する補助制動灯
- 3 補助制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
- 一 補助制動灯の数は、1個であること。ただし、第3号ただし書の規定により車両中心面の両側に1個ずつ取り付ける場合にあっては、この限りでない。
 - 二 補助制動灯は、その照明部の下縁の高さが地上0.85m以上又は後面ガラスの最下端の下方0.15mより上方であって、制動灯の照明部の上縁を含む水平面以上となるように取り付けられていること。
 - 三 補助制動灯の照明部の中心は、車両中心面上にあること。ただし、自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取り付けることができないものにあつては、照明部の中心を車両中心面から150mmまでの間に取り付けるか、又は補助制動灯を車両中心面の両側に1個ずつ取り付けることができる。この場合において、両側に備える補助制動灯の取付位置は、取り付けることのできる車両中心面に最も近い位置であること。
 - 四 補助制動灯は、尾灯と兼用でないこと。
 - 五 補助制動灯は、制動灯が点灯する場合のみ点灯する構造であること。
 - 六 補助制動灯は、点滅するものでないこと。
 - 七 補助制動灯の直射光又は反射光は、当該補助制動灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
 - 八 補助制動灯は、自動車の前方を照射しないように取り付けられていること。
 - 九 補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、

同項第2号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

4 次に掲げる補助制動灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助制動灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える補助制動灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助制動灯又はこれに準ずる性能を有する補助制動灯

（補助制動灯）

第213条 補助制動灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第39条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、補助制動灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 補助制動灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
 - 二 補助制動灯は、前号に規定するほか、前条第1項第3号及び第4号の基準に準じたものであること。この場合において、同項第4号の基準中「上方15°の平面及び下方15°の平面」とあるのは「上方10°の平面及び下方5°の平面」と、「45°の平面」とあるのは「10°の平面」とする。
 - 三 補助制動灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 次に掲げる補助制動灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助制動灯
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた補助制動灯又はこれに準ずる性能を有する補助制動灯
- 3 補助制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
- 一 補助制動灯の数は、1個であること。ただし、第3号ただし書の規定により車両中心面の両側に1個ずつ取り付ける場合にあつては、この限りでない。
 - 二 補助制動灯は、その照明部の下縁の高さが地上0.85m以上又は後面ガラスの最下端の下方0.15mより上方であつて、制動灯の照明部の上縁を含む水平面以上となるように取り付けられていること。
 - 三 補助制動灯の照明部の中心は、車両中心面上にあること。ただし、自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取り付けることができないものにあつては、照明部の中心を車両中心面から150mmまでの間に取り付けるか、又は補助制動灯を車両中心面の両側に1個ずつ取り付けることができる。この場合において、両側に備える補助制動灯の取付位置は、取り付けることのできる車両中心面に最も近い位置であること。
 - 四 補助制動灯は、尾灯と兼用でないこと。
 - 五 補助制動灯は、制動灯が点灯する場合のみ点灯する構造であること。
 - 六 補助制動灯は、点滅するものでないこと。
 - 七 補助制動灯の直射光又は反射光は、当該補助制動灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
 - 八 補助制動灯は、自動車の前方を照射しないように取り付けられていること。
 - 九 補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、

同項第 2 号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

4 次に掲げる補助制動灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助制動灯

二 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える補助制動灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助制動灯又はこれに準ずる性能を有する補助制動灯